

## 神戸市立兵庫商業高等学校いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立兵庫商業高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
  - 生徒、教職員、保護者の人権感覚を高めます。
  - 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
  - いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
  - いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 以上の5つのポイントに重点を置いて取組を進めます。

### 1. 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を「正確・迅速」に把握して、誠実にその対応に当たる。

### 2. 校内体制について

- ①「神戸市立兵庫商業高等学校いじめ問題対策委員会」を設置する。  
構成は、校長・教頭・指導部長・生徒指導担当・養護教諭・特別支援担当・スクールカウンセラーとする。
- ②いじめ問題対策委員会の役割
  - ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
  - ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。  
なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
  - ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

### 3. 本校の教職員の姿勢

- ①「いじめは決して許さない」という強い姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ②生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。

- ②生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ③生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ④生徒一人一人の変化に気づくため、日常の挨拶や声掛けを通して生徒の状況を把握するなど、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑤生徒や保護者からの話を誠実に親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑥「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。  
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑦問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。(報告・連絡・相談の慣行)

#### 4. いじめを未然に防止するために

##### <学校全体として>

- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ③いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ④スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ⑤「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ⑥生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ⑦細やかな生徒指導体制の基、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ⑧「道德の時間」を定期的に設定し、「人間としての在り方生き方」に関して、発達段階に応じた教育を学校行事やHR活動で位置づけ、自己実現に向け生き方について悩みながらも主体的に自己を確立し人生観や価値観について考え、自己と他者との違いを認め合う力を身につけ、生き方について主体的な選択が出来る力を付けさせる。
- ⑨情報モラルについて、商業高校の特性を活かし「情報処理」など授業での取り組みや、兵庫県警のサイバー犯罪課やネット教育の専門家によるネットサイバー犯罪に関する生徒対象の講演等を行い、情報モラル教育を推進する。

##### <生徒に対して>

- ①「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ②見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。  
その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ③生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。  
また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ④思いやりの心や生徒一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ⑤分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成

感・成就感を育てる。

### ＜保護者に対して＞

- ①生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切を伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭の連携を深めることが大切であることを保護者会・学校だより等で伝え、人権意識を高め理解と協力を得る。
- ③育友会活動等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、いじめサイン発見シート等の活用、家庭での協力・見守りを依頼する。

## 5. 「いじめ」の早期発見について

- ①教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ②担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ③教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ④生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ⑤様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ⑥アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

## 6. 「いじめ」の早期対応について

- ①いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ②いじめられている生徒や保護者からの訴えを、誠実に親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを真摯に受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ④学校として組織的な体制のもとに、正確な事実関係の把握を行う。
- ⑤事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ⑥再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ⑦状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

## 7. いじめ事案への対処について

- ①人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録を正確にとる。
- ②保護者に対して、被害者側にも加害者側になることも両方考えられ、いずれの場合でも保護者が事実を真摯に受け止めることが出来るよう誠実に対応し、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ③いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ④いじめた生徒へは、「いじめは許さない」という毅然とした指導を行い相手の思

いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

⑤教育委員会事務局に事実関係を報告する。

## 8. 重大事態への対処について

- ①重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ②教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ③重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ④いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。

## 9. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。

## 10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ①パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関しては、保護者の責任・監督の下において生徒が利用しているものであることを認識・理解し、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ②インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ③情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ④インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 11. 関係機関との連携

- ①インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ②犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ③その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

## 12. その他

- ①学校評価においては、年度毎の取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に活かす。
- ②この基本方針は本校の状況に応じて、神戸市立兵庫商業高等学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

平成 26 年 3 月 31 日策定